

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による指定区域の指定【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2
- 指定管理者の指定【建設局公園緑地部公園管理課】 3

北九州市告示第462号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次の土地を廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域に指定することについて、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の18第1項に規定する指定区域台帳は、北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課に備え付ける。

令和4年12月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定区域の所在地

北九州市若松区大字小竹3011番地先及び柳崎町4番地先の公有水面の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

北九州市告示第463号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、北九州市立白野江植物公園の指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年12月21日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
氏名	住所	
内山緑地建設株式会社	福岡県久留米市田主丸町地徳3558番地1	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで